改正後	改正前
（帳簿） **第六十五条**　登録講習機関は、法第八十五条の十の規定に基づき、帳簿を講習事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、その作成した日から五年間保存しなければならない。 2　前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、次項各号に掲げる事項を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができなければならない。 3　法第八十五条の十の総務省令で定める講習事務に関する事項は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　受講申込者数、受講者数及び講習修了者数（選任している電気通信事業者別の内訳を記載し、又は記録すること。） ［三・四　略］ ［4　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（帳簿） **第六十五条**　登録講習機関は、法第八十五条の十の規定に基づき、帳簿（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第六十七条第二号において同じ。）を講習事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、その作成した日から五年間保存しなければならない。 2　次項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、その記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。 3　［同上］ ［一　同上］ 二　受講申込者数、受講者数及び講習修了者数（選任している電気通信事業者別の内訳を記載すること。） ［三・四　同上］ ［4　同上］

（工事担任者規則の一部改正）

第三条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（帳簿） **第五十一条**　［略］ 2　法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。 ［削る］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（帳簿） **第五十一条**　［同上］ 2　法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。 3　前項に規定する帳簿は、電磁的方法により保存することができる。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第四条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（遵守義務） **第三条**　適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、	（遵守義務） **第三条**　適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、